一、給料支払ノ要求、　支払時刻ハ全員退場セル際支給スルコト、
一、残業ニ相当ノ手当ヲ支給スルコト
解決条項、
一、使用者ハ毎日一日百円ヲ支給、
一、事後情勢ノ静観、
一、雇主ハ静観、
一、不当ニ解雇ノ禁止、
⑨、製陶業　山内松右衛門ニ於ケル
所在地、岐阜縣土岐郡土岐津町、
労働者、三十八名
参加者、全員、

財團法人協調會

争議状況
財界不況ノ影響ヲ受ケ職工ノ賃下ゲ労働時間一割五分ノ値上ノ要求ヲ為シタルニ八月十一日ヨリ全員怠業ニ入リ
尚怠業ヲ継続シタル協同者ノ加入ヲ十三日ヨリ要求
争議ハ解決セズ
但昭和四年八月十七日、十九日夫々協定ニ七分値下、
⑨山田熊吉製陶会社
所在地、京都府何鹿郡綾部町本町六、
労働者、二〇名
参加者、全員
争議状況、
製品ノ相場下落セル為職工賃銀一割値下ゲノ申込

財團協調會